

新規透析患者の皆様へ

ご入会の案内

拝啓 この度透析治療を始められた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

静岡県腎友会は、透析患者の「命と暮らしを守る」をスローガンのもと日々活動しています。

なぜ、いま自己負担がほとんどないのか？それは医療制度（特定疾病療養）や福祉制度（更生医療・重度身障者医療費助成）があるからです。この有難い制度は患者会（腎友会）の活動成果です。

しかし現在透析治療を受けているほとんどの人は最初から恵まれた制度の中、透析治療を受けています。これが当たり前だと思いそのありがたさ（大切さ）がわからないかもしれません。しかし、国や地方自治体の財政も厳しくなり、今また患者の自己負担を増やそうとする動きが少しずつ始まっています。

小人数の訴えでは、とても太刀打ちできません。患者同士で団結してこの有難い制度を守っていかなくてはなりません。制度が後退してからでは遅いのです。自分の将来や後から入る患者の為にも、腎友会に入り一緒に活動していきましょう。

一人一人の入会が大きな力となり、明日のあなたの命と暮らしを守ります。ぜひ、あなたも腎友会（患者会）に入会して下さい。お待ちしております。

皆様のご支援を強くお願い申し上げます。

敬具



静岡県腎友会



✿ 腎友会って何？



腎友会の始まりは、1967年透析医療が医療保険の対象になりました（それまでは全額自己負担）。ただし、負担がなくなったのは一部の人。医療保険による自己負担の割合は（当時）公務員や会社員は無料、公務員・会社員などの家族は5割、国民健康保険は3割でした。また当時は人工腎臓の機械が足りず、誰もが透析治療を受けられるわけではありませんでした。透析費用を工面するために、泣く泣く家や土地を売り払う人や、家族（妻）の透析費用が高額になるため、仕方なく離婚をする夫婦もいました。こうした惨状を受け、全国各地で腎友会が誕生しつつありました。1971年6月6日全国腎臓病患者連絡協議会（全腎協）が結成されました！

- ①人工透析費用を全額国庫負担にする
- ②透析患者を身体障害者として認定する
- ③全国各地に腎センターを設置する
- ④長期療養者の治療費などを保証する

上記の要求を掲げて、厚生省や大蔵省に連日の陳情と要請した成果、1972年10月身体障害者福祉法にもとづき人工透析に更生医療（育成医療）が適用されました。大幅に患者の自己負担は軽減され、貧富や年齢、性別に関係なく「誰でも、いつでも、どこでも」透析を受けられるようになりました。



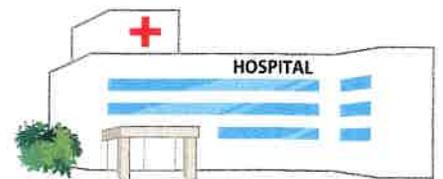
腎友会活動で実現したみんなの願い

- 1972年 人工腎臓の医療費に自治体の助成が始まる
- 1974年 小中高生の検尿が義務化
- 1977年 腎バンクが作られる
- 1978年 腎移植が健康保険の適用になる 夜間透析加算が始まる
- 1979年 腎移植が更生医療（育成医療）の適応となる
- 1984年 CAPDが健康保険と更生医療（育成医療）の適応となる
- 1990年 エリスロポエチン（人工造血ホルモン）が健康保険の適応となる
内部障害者もJRや航空運賃などの割引対象となる
- 1994年 内部障害者も有料道路料金割引対象となる
HDF（血液ろ過透析）が健康保険適応になる
- 1998年 在宅血液透析が健康保険の適応となる
- 2001年 国民健康保険に海外療養制度が創設される
（海外で透析を受けた場合に費用の一部が還付）
- 2005年 一部の無年金障害者に特別障害給付金
- 2008年 NHKの受信料金の減免
- 2010年 改正臓器移植法の施行
- 2011年 障害年金受給後の配偶者・子に加算がみとめられる



これから解決しなければならない問題

- 要介護透析患者の通院
医療費の一部自己負担化
医療制度や医療内容の後退
長期透析者の合併症
医療従事者の不足と病院閉鎖
移植医療の推進 透析患者の災害対策 etc



✿ 腎友会はこんなことをしています

- 会報「飛翔」や機関紙「ぜんじんきょう」を届け、最新医療情報や全国の透析情報の発信をしています。
- 災害対策として「防災の手引」や「携帯用透析患者カード」の配布、不幸にして被災（自然災害）された場合全腎協との連帯により「災害給付・見舞金」が支給されます。
- 県腎友会などが主催の「医療相談会」や「料理講習会」や「親睦旅行」に自由に参加でき、患者や家族を交えて情報交換ができます。また、医療、福祉制度、食事、年金、その他について「電話相談」することが出来ます。
- 行政や議会に陳情・要請や医師会など関連団体との意見交換・要請などを行っています。

腎友会はあなたの命と暮らしを向上させます



✿ なぜ今も腎友会が必要なのか？

始めからあると、そのありがたさがわからないかも…

現在透析治療を受けているほとんどの人は過去にあったような悲惨な経験をしていません。最初から恵まれた制度の中、治療を受けています。初めから手にしたものは、当たり前と感じてありがたさ（大切さ）がわからないかもしれません。この有難い制度は患者会（腎友会）の活動成果です。この制度を未来へ引き継いでいくのも大事な活動だと思えます。

しかし今、腎友会に入ってもメリットがないとか会費が払えないとか言って入会しない人が最近見受けられます。こういう人は現在の制度を当たり前とと思っています。でも、こういう人が多くなると会員数（組織率）が下がり、国や地方自治体に要望や陳情を聞いてもらえません。これでは今まで勝ち取った制度を守っていきません。制度が後退してからでは手遅れです。

一人ひとりの入会が大きな力となり
自分の将来や後から来る患者のために、
一緒に活動していきましょう。

ぜひ、あなたも入会して活動に協力をお願いします。



✿ 腎友会はこんなことをしています

- 会報「飛翔」や機関紙「ぜんじんきょう」を届け、最新医療情報や全国の透析情報の発信をしています。
- 災害対策として「防災の手引」や「携帯用透析患者カード」の配布、不幸にして被災（自然災害）された場合全腎協との連帯により「災害給付・見舞金」が支給されます。
- 県腎友会などが主催の「医療相談会」や「料理講習会」や「親睦旅行」に自由に参加でき、患者や家族を交えて情報交換ができます。また、医療、福祉制度、食事、年金、その他について「電話相談」することが出来ます。
- 行政や議会に陳情・要請や医師会など関連団体との意見交換・要請などを行っています。

腎友会はあなたの命と暮らしを向上させます



✿ なぜ今も腎友会が必要なのか？

始めからあると、そのありがたさがわからないかも…

現在透析治療を受けているほとんどの人は過去にあったような悲惨な経験をしていません。最初から恵まれた制度の中、治療を受けています。初めから手にしたものは、当たり前と感じてありがたさ（大切さ）がわからないかもしれません。この有難い制度は患者会（腎友会）の活動成果です。この制度を未来へ引き継いでいくのも大事な活動だと思います。

しかし今、腎友会に入ってもメリットがないとか会費が払えないとか言って入会しない人が最近見受けられます。こういう人は現在の制度を当たり前と思っています。でも、こういう人が多くなると会員数（組織率）が下がり、国や地方自治体に要望や陳情を聞いてもらえません。これでは今まで勝ち取った制度を守っていきません。制度が後退してからでは手遅れです。

一人ひとりの入会が大きな力となり
自分の将来や後から来る患者のために、
一緒に活動していきましょう。

ぜひ、あなたも入会して活動に協力をお願いします。



✿ 会費について



集めている会費は腎友会がいろんな活動するために使わせていただいています。県腎友会が主催の「医療相談会」や「料理講習会」は無料で参加できます。親睦会・旅行会は個人負担をお願いし、会費が公平になるように使わせていただいています。会費の内訳については次のようになります。

県腎友会会費	月額200円	年額2400円
全腎協会費	月額150円	年額1800円
計	月額350円	年額4200円

(個人会員：4200円 送料800円 年額5000円)

※各病院腎友会会費を別途定めている会もあります。

✿ 入会方法



静岡県腎友会に加入の透析施設は各施設の役員の方に入会届出書を提出して下さい。静岡県腎友会に加入していない透析施設は個人会員としての入会になります。詳しくは県腎友会事務局までお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル内

TEL 054-253-1086 FAX 054-253-1062

ホームページ <http://www.shizjin.com/> Eメール zinyukai@axel.ocn.ne.jp

静岡県腎友会 事務局

※お気軽にご相談下さい